

社会福祉協議会の会員募集について（Q&A）

Q. 社会福祉協議会（社協）はどういう団体ですか？

社会福祉法第109条の規定により、地域福祉の推進を図ることを目的に設立された社会福祉法人で、自治体ごとに設置されています。住民相互の助け合いや社会福祉事業への取り組みを、住民の方々と福祉関係者が一緒になって進め、住み続けたいと思える地域をつくることをめざして、地域福祉活動に取り組んでいます。

Q. 社協の会費は「募金」ではないのですか？

社協の会費は、住民の方々が主体で行う住民同士の助け合い活動（支部社協活動）や、社協の事業に対して、ご賛同・ご理解をいただける皆様方に会員となっただき、一緒に地域福祉活動へ参加・支援をしていただくということから、募金とは性質の異なるものです。

Q. 一般会員と特別会員の違いは何ですか？

個人の方には、一般会員もしくは特別会員への加入をお願いしています。会費額として一般会員1口300円、特別会員1口1,000円と定め、特にご協力をいただける方に、特別会員としてご加入をお願いしているものです。（1口あたりの金額設定のみの違いです。）

また、賛助会員1口2,000円は、会社や商店などを対象としているものです。

Q. 会費の額がなぜ設定されているのですか？

社会福祉協議会が行っている地域福祉活動に対し、ご賛同・ご理解をいただける住民の方々に、会員としてご協力をいただいていることから、会費額を設定しています。

会費額については本会会員規程に定めている額で、近隣他市の状況なども加味し（市川市・松戸市・船橋市と同額）設定しています。

Q. 会員になるとボランティア活動等をしなければいけないのですか？

地域福祉活動等に対して、皆様方に会員となっただき、財源的な面でご支援をいただくものであり、特にボランティアや地域活動への参加・協力が求められるものではありません。

Q. 会費を振込で納めることはできますか？

振込でも納めていただくことができます。振込の場合は、指定用紙によるゆうちょ銀行の口座からの振込であれば、手数料はかかりません。（指定用紙については社協へお問い合わせください。）

口座番号 00100-0-537628 （ゆうちょ銀行）

加入者名 社会福祉法人浦安市社会福祉協議会

Q. 会費はどのように使われるのですか？

市内を11ブロックの小地域に分けて地域活動を展開している支部社会福祉協議会や福祉教育、地域拠点の運営、認知症カフェ事業、ボランティアセンター事業に使わせていただいています。

（主な活動）

地域ぐるみ福祉活動：地域での居場所づくり事業（ふれあいサロンや子育てサロン）、ぽっかぽか（地域拠点）の運営、認知症カフェ事業、ひとりぐらし高齢者等外出支援事業、声かけ見守り活動、介護予防講座等の開催、福祉教育、異世代間交流の推進 等

ボランティア活動：中高生等対象の夏休みボランティア体験学習、ボランティア依頼相談、ボランティア講座開催、ボランティア備品購入 等

Q. 社協提出用紙（会員証）には必ず記名しなければならないのですか？

会員という性質上、基本的には記名をお願いしていますが、記入に抵抗のある方は無記名でもかまいません。

Q. 社協提出用紙（会員証）はなぜ複写式になっているのですか？

社協提出用紙に会費額をご記入いただき、控えを各自で保管していただけるよう、複写式になっています。領収証（会員証）が不要な方は、控えをはがさず、そのまま封筒に入れてください。

Q. 過去の実績は？

昨年度の実績は浦安市全体で 3,212,952 円です。そのうち、自治会による協力は、1,688,551 円となっており、全体の約 53%を占めています。
過去 3 年度の実績については以下の表のとおりです。

◎令和 6 年度実績

内訳	金額	割合
自治会	1,688,551 円	53%
法人・事業所・団体・個人	1,524,401 円	47%
合 計	3,212,952 円	

◎令和 5 年度実績

内訳	金額	割合
自治会	1,821,514 円	53%
法人・事業所・団体・個人	1,601,450 円	47%
合 計	3,422,964 円	

◎令和 4 年度実績

内訳	金額	割合
自治会	1,942,115 円	56%
法人・事業所・団体・個人	1,504,570 円	44%
合 計	3,446,685 円	